

野市中央公民館の催し案内 ● 申込み・問い合わせ／野市中央公民館 ☎56-1056

グルーデコ教室

接着力のあ
るエポキシ系
粘土(グルー)を使用し、アク
セサリーや雑貨をデコレーシ
ョンするハンドクラフトのことで
す。今回はお花部分をグルー
デコします。



バッグチャーム
を作ります!
プレスレットにも
できます♪

日時 4月22日(土) 10:00~12:00
場所 のいちふれあいセンター 3階 学習室
◆講師 畠中 雅子さん ◆定員 8人
◆参加費 2,000円 ◆申込み締切り 4月17日(月)

彫紙アート教室

幾重にも重ねた
紙をアートナイフ
で彫り、紙本来の色や質感を生かし
て色彩の美しい、奥行きのある
作品を作り出します。切り絵など
とは違い、5枚以上の紙を使用
して彫っていきます。

母の日のメッセージ
カードを彫紙アート
で作ってみませんか?



日時 4月23日(日) 10:00~12:00
場所 のいちふれあいセンター 3階 第1会議室
◆講師 中平 麻依さん ◆定員 10人
◆参加費 400円 ◆申込み締切り 4月17日(月)

特定健診受診券の 事前発行ができます

特定健診受診券は4月30日
時点で国保に加入している40
〜74歳の方を対象に、5月下
旬頃に郵送します。受診券郵
送以前(4〜5月下旬)に受診
を予定している方は、受診券の
事前発行を行いますので、市
民保険課へご連絡ください。
また、人間ドックを受診する
時に受診券を持参すると、特
定健診にあたる費用の割引が
受けられます。



不動産に関する無料相談

一般消費者を対象に、不動
産・住まいに関する問題等につ
いて専門の相談員がお答えす
る無料相談を実施します。
日時 4月19日(水)
13時〜16時
場所 のいちふれあいセンター
2階 第3研修室
問い合わせ
公益社団法人 高知県宅地
建物取引業協会
☎088-1823-2001



第10回戦没者等の遺族に 対する特別弔慰金の支給

先の大戦で尊い犠牲になら
れた戦没者の方に思いを致
し、弔慰の意を表するため、国
から戦没者のご遺族に第10回
特別弔慰金(記名国債)が支
給されます。
■支給の対象となる方
戦争で亡くなられた方が死
亡した当時のご遺族で、平成
27年4月1日(基準日)におい
て、「恩給法による公務扶助料」



老齢基礎年金の 繰上げ・繰下げ受給

老齢基礎年金の受給開始
年齢は65歳ですが、希望すれ
ば60歳から65歳になるまで
間に繰り上げて受け取ること
ができます。ただし、繰上げ受
給の請求をした時点(月単位)
に応じて年金が減額され、その
減額率(最大30%)は一生変わ
りません。
《注意点》
・65歳になるまでは、遺族厚
生(遺族共済)年金と繰り上げ
た老齢基礎年金を同時に受け
取ることはできません。
・障害の程度が重くなった場
合に、障害基礎年金を受け取
ることができません。
・寡婦年金を受け取ることが
できません。
・国民年金への任意加入や、
保険料の追納ができません。
・繰上げ受給を取り消すこと
ができません。



老齢基礎年金の 繰上げ・繰下げ受給

希望すれば66歳以降から、
繰り下げて老齢基礎年金を受
け取ることができます。
《注意点》
・原則、他の公的年金を受け
取る権利がある場合は、繰下
げ受給ができません。
・振替加算は増額の対象には
なりません。また、繰り下げ待
機期間中は、振替加算を受け
取ることができません。
・受給開始は請求をした月の
翌月分からです。70歳に達し
たときや、他の公的年金の受給
権を得たときは、その月の月末
までに手続きをしてください。
・繰り下げ待機期間中は、繰
下げ受給を行うか、65歳から
の本来の年金をさかのぼって
受け取るか、いつでも選択でき
ます。



■問い合わせ
南国年金事務所
☎088-1864-1111
市役所市民保険課

平成29年度 高齢者肺炎球菌感染症 定期予防接種について

29年度の接種対象者・内容は下表のとおりです。
期間内に忘れず接種しましょう。

対象者①	対象者②	実施期間	実施場所	自己負担金	医療機関に 持参するもの	接種回数
65歳 昭和27年4月2日〜昭和28年4月1日生	60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に重い障害のある方(身体障害者手帳1級相当) ※予診票を発行しますので、事前にご連絡ください	平成29年4月1日〜平成30年3月31日	高知県内の委託医療機関 ※要予約	2,000円 生活保護を受給している方は自己負担金の免除制度があります。接種する前に申請が必要です。28年1月から申請時に個人番号が必要になりましたので、個人番号通知カード・受給証明書を持参ください。詳細はお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> 予診票(対象者①の方には29年4月に郵送) 本人を確認できるもの(健康保険証や運転免許証等) 対象者②の方は身体障害者手帳 	29年度中に1回
70歳 昭和22年4月2日〜昭和23年4月1日生						
75歳 昭和17年4月2日〜昭和18年4月1日生						
80歳 昭和12年4月2日〜昭和13年4月1日生						
85歳 昭和7年4月2日〜昭和8年4月1日生						
90歳 昭和2年4月2日〜昭和3年4月1日生						
95歳 大正11年4月2日〜大正12年4月1日生						
100歳 大正6年4月2日〜大正7年4月1日生						

※過去に肺炎球菌ワクチン(23価)の接種歴のある方は対象外です

問い合わせ／市役所健康対策課 ☎57-7516

4月	6月	8月	10月	12月	2月
	仮徴収				
			本徴収		

■問い合わせ
市役所高齢者介護課

■平成29年度年間保険料
所得や課税状況が確定した
後、7月に29年度の介護保険
料(年額)を決定し、仮徴収3
回分を年額から差し引いて、
10・12・2月の3回に分割して
納めていただきます(本徴収)。

の三親等内の親族(甥や姪等)
※当時、戦没者等がお亡くなりにな
るまでの間、引き続き1年以上の生計
関係があった方に限ります
■支給内容 額面25万円(5年
償還の記名国債)
■申請期間 30年4月2日まで
※期限を過ぎると申請ができなくな
ります
前回は支給を受けていた方
で、該当すると思われる方は申
請をお急ぎください。なお、前
回の受給者が死亡されている
場合は、上記対象者で受給資
格が発生する場合もありま
す。ご不明な場合は福祉事務
所へ相談ください。
■申請先・問い合わせ
市福祉事務所



介護保険料を年金からの 天引きで納めている方へ

介護保険料は本人の所得や
年金収入額、世帯の課税状況
によって決定します。
29年度の介護保険料は7月
月上旬に決定するため、4月、6
月、8月の介護保険料の金額
は、2月と同じ保険料額を年
金から天引きで納めていた
きます。これを仮徴収といいま
す。ただし、8月は年間を通じ
てできるだけ均等になるよう
に調整した金額となります。
所得や課税状況が確定した
後、7月に29年度の介護保険
料(年額)を決定し、仮徴収3
回分を年額から差し引いて、
10・12・2月の3回に分割して
納めていただきます(本徴収)。